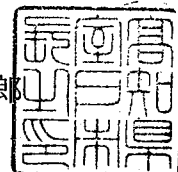


地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約の公表

令和6年度室戸市ごみ不法投棄見回り委託業務について、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づき、随意契約を締結したので、室戸市契約規則第31条の3第2項により公表します。

令和6年4月1日

室戸市長 植田 壯一郎



記

(1)契約名	令和6年度 室戸市ごみ不法投棄見回り委託業務
(2)契約締結日	令和6年4月1日
(3)契約者氏名 (名称) 所在地	公益社団法人 室戸市シルバー人材センター 室戸市浮津26番地5
(4)契約金額	613,640円以内
(5)契約を決定した理由	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センターであり、提出された見積金額が予定価格内であったため。
(6)契約担当部署名称及び所在地	室戸市 市民課 室戸市浮津25番地1
備 考	